

関西広域連合の派遣職員の取扱い等に関する規則

平成 22 年 12 月 4 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）における業務の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定に基づき関西広域連合規約（平成 22 年総行市第 250 号。以下「規約」という。）第 2 条に規定する広域連合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）から広域連合に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員派遣の手続)

第 2 条 広域連合長は、構成団体の長に職員の派遣を求めるときは、職員派遣要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

2 構成団体の長は、前項の規定による派遣要請に応じて職員を派遣しようとするときは、広域連合長に派遣職員推薦書（様式第 2 号）を提出するものとする。

3 前項の提出を受けた広域連合長は、当該構成団体の長と派遣に関する必要事項について遅滞なく協議するものとする。

4 前項の協議に基づき、広域連合長と当該構成団体の長との間において職員の派遣に関する協定書 2 通を作成し、広域連合長及び当該構成団体の長が各 1 通を保有するものとする。

(派遣職員の職務内容)

第 3 条 派遣職員の職務内容は、おおむね次の各号によるものとする。

(1) 広域連合の運営に関する事務

(2) 規約第 4 条に掲げる広域連合の処理する事務

(3) 前 2 号のほか、広域連合長と当該構成団体の長が協議の上定める事務

(派遣期間)

第 4 条 派遣職員の派遣期間は、広域連合長と当該構成団体の長が協議の上、定めるものとする。

2 前項の派遣期間は、広域連合長と当該構成団体の長が協議の上、その期間を延長し、又は短縮することができる。

(派遣職員の身分等)

第 5 条 派遣職員は、広域連合及び当該構成団体の職員の身分を併せ有するものとする。

2 広域連合長は、派遣職員を派遣職員が当該構成団体において保有する職と同等と認める職に併せて任命するものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 6 条 派遣職員の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件については、広域連合の関係規定を適用するものとする。ただし、当該構成団体の規定との間に差異が生じた場合は、別途協議するものとする。

(服務)

第 7 条 派遣職員の職務に専念する義務、営利企業等の従事制限その他の服務につい

ては、広域連合の関係規定を適用するものとする。ただし、当該構成団体の規定との間に差異が生じた場合は、別途協議するものとする。

(分限及び懲戒)

第8条 派遣職員に対して分限及び懲戒の処分をしようとする場合は、当該構成団体の関係規定を適用し、その都度広域連合及び当該構成団体に協議するものとする。

(給与)

第9条 派遣職員の給料及び手当は、当該構成団体の関係規定を適用し、当該構成団体が支給するものとする。

2 派遣職員の昇格及び昇給については、当該構成団体の関係規定を適用し、当該構成団体において発令するものとする。

(旅費)

第10条 派遣職員の旅費（専ら当該構成団体の用務に係るもの及び次項で定めるものを除く。）は、広域連合の関係規定を適用し、広域連合が支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣職員の赴任及び当該構成団体への帰任に要する旅費（以下「赴任旅費」という。）は、当該構成団体の関係規定を適用し、当該構成団体が支給するものとする。

(研修)

第11条 派遣職員の研修は、広域連合が実施するもののほか、当該構成団体の研修計画に基づき、当該構成団体が実施するものとする。この場合において、広域連合は、研修参加に必要な服務上その他の便宜に配慮するものとする。

(健康管理)

第12条 派遣職員の健康管理は、当該構成団体の福利厚生事業計画に基づき、当該構成団体が実施するものとする。この場合において、前条後段の規定を準用する。

(共済組合)

第13条 派遣職員は、引き続き当該構成団体の属する共済組合の組合員とし、派遣職員に係る地方公共団体の共済費負担金は、当該構成団体が支払うものとする。

(互助会)

第14条 派遣職員は、派遣職員が加入している職員互助会に引き続き加入するものとする。

(公務災害補償)

第15条 派遣職員に対する公務災害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 前項の場合における事務手続は、広域連合の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、当該構成団体が行うものとする。

3 派遣職員に係る地方公務員災害補償法に基づく負担金は、当該構成団体が支払うものとする。

(経費の負担)

第16条 当該構成団体が第9条第1項の規定により支給した給料及び手当（退職手当を除く。）、第10条第2項により支給した赴任旅費及び第13条の規定により支給した共済費負担金（長期追加費用を除く。）並びに第15条第3項の規定により支払った負担金については、広域連合が負担することとし、広域連合は、別に

定める方法により当該構成団体に納付するものとする。

- 2 当該構成団体が第9条第1項の規定により支給した退職手当については、当該構成団体が負担するものとする。
- 3 広域連合が第10条第1項の規定により支給した旅費については、広域連合が負担するものとする。
- 4 当該構成団体が第13条の規定により支払った共済費負担金の長期追加費用については、当該構成団体が負担するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、職員の派遣に関し必要な事項については、広域連合長と当該構成団体の長が協議して定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年5月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

知事（市長） 様

関西広域連合長

職員派遣要請書

関西広域連合の派遣職員の取扱い等に関する規則（平成22年関西広域連合規則第 号）第2条第1項に基づき、下記職務内容に従事する職員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣を求める期間
- 2 派遣職員の構成団体における組織上の地位
- 3 従事する職務内容
- 4 勤務公署の名称及び所在地
- 5 その他の事項

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

関西広域連合長 様

知事（市長）

派遣職員推薦書

年 月 日付け 第 号で要請のあった職員の派遣について
下記の職員を適任と認め推薦します。

記

- 1 職員の職・氏名及び生年月日
- 2 職員の担当業務
- 3 職員の履歴
- 4 派遣期間
- 5 その他の事項